海商法〈B11A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	2
科目試験出題者	野村 修也
文責 (課題設題者)	野村 修也
教科書	指定 箱井 崇史『基本講義 現代海商法』[第 3 版] 以降(成文堂)

《授業の目的・到達目標》

海商法に特有な法制度を理解する。特に、国際海上物品運送に関する国際条約の現状を学び、それが日本の国内法にどのように反映されているかを正しく理解することが重要である。また、2018(平成30)年には商法の規律のうち運送に関する部分が大幅に改正され、2019(平成31)年4月1日から施行されたので、その改正内容を正確に理解することが求められる。

《授業の概要》

海商法とは、海上企業活動を規整する法分野だが、なかでも船舶を用いた物品運送をめぐる法律問題が主な研究対象とされる。海は国と国を結ぶものである。そのため、海を舞台として締結される運送契約は国際取引としての性質を有する場合が多く、古くよりそのルールの国際的な統一が課題とされてきた。1924年のいわゆる船荷証券統一条約(ヘーグ・ルール)および1968年の改定議定書(ウィスビー・ルール)は、そのひとつの成果であり、わが国もまた1957年に「国際海上物品運送法」を制定し、また1992年に同法を改正することによって、これらの条約を国内法化している。そこで、海商法を学ぶ場合には、国内法である商法第3編「海商」の規定と、外航船による物品運送(船積港または陸揚港のいずれか一方が日本国外にある場合)に適用される「国際海上物品運送法」とを比較することが重要となる。なお、商法第3篇は、2018年に改正されている。テキストは、これに対応しているが、市販されている他の教材の中には改正前のものも多いので、注意をしながら学習して欲しい。

海商法は、大きく分けると、(1)海上企業組織に関する法規整、(2)海上企業活動に関する法規整、(3)海上損害への対応策に関する法規整から成り立っている。(1)はさらに、①物的組織に関する規定と、②人的組織に関する規定とに分けられ、前者には、船舶(商法第3編第1章)と船舶金融「船舶債権者」(商法第3編第7章)に関する規定が、後者には、船舶所有者・賃借人・共有者に関する規定(商法第3編第1章・船主責任制限法)と船員に関する規定(商法第3編第2章)とが含まれる。次に、(2)の部分では、①物品運送(商法第3編第3章第1節・国際海上物品運送法)と、②旅客運送(商法第3編第3章第2節)とが規整されている。そして(3)では、①損害防止・軽減に向けられた積極的対応策としての共同海損(商法第3編第4章)、および海難救助(商法第3編第5章)、②危険の分散・損害の賠償に関する消極的対応策としての船舶の衝突(商法第3編第4章)および海上保険(商法第3編第6章)とが扱われる。

《学習指導》

テキストでは、海商法に関する問題が網羅的に論じられているが、特に重要なのは物品運送の部分なので、ここを重点的に学んで欲しい。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

海商法〈B11A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題

運送品が危険物である場合の荷送人の運送人に対する通知義務は海上物品運送にも適用されるが、 ①それが平成30年の商法改正で明文化された趣旨、②危険物の定義、③通知義務違反の責任について 論じなさい。

第2課題

平成30年の改正で商法に定期傭船契約に関する規定が新設されたが、船舶賃貸人の場合とは異なり、定期傭船者については、第三者に対する責任に関する規定は設けられなかった。このことは、船舶が衝突した場合における定期傭船者の第三者に対する責任について、従来の通説・判例にどのような影響があると考えられるか。

〈推薦図書〉

江頭 憲治郎 『商取引法』〔第8版〕(2018年) 弘文堂
箱井 崇史 『基本講義 現代海商法』〔第3版〕(2018年) 成文堂
松井 信憲・大野 晃宏 『一問一答 平成30年商法改正』(2018年) 商事法務